

付属資料

5 杉並第 28890 号
令和 5 年 8 月 28 日

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 会長 様

杉並区長 岸本 聡子

杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について（諮問）

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問
します。

記

1. 諮問内容

杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考
え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利
擁護をより一層推進するために必要な方策について

2. 答申予定時期

令和 6 年 6 月

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例

令和5年6月19日
杉並区条例第21号

(設置)

第1条 杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 教育、福祉等に関する団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。～次のよう 略
- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう改正する。～次のよう 略

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 委員名簿

(◎会長・○副会長)

	構成分野	氏名	所属団体等
1	区民	高木 功雄	公募
2		谷村 一成	公募
3		田村 恵子	公募
4		増田 亜子	公募
5		向井 温夏	公募
6	教育、福祉等に関する団体の関係者	曾山 恵理子	杉並区立小学校PTA連合協議会
7		板垣 幸絵	杉並区立中学校PTA協議会
8		佐野 篤	杉並区立小学校長会 会長 (杉並区立桃井第五小学校 校長)
9		横田 和長	杉並区立中学校長会 副会長 (杉並区立富士見丘中学校 校長)
10		岡野 陽子	杉並区民生委員児童委員協議会 和田堀地区主任児童委員
11		横山 正	東京人権擁護委員協議会 杉並地区委員会代表
12		若松 弘樹	児童養護施設・乳児院等連絡会
13	学識経験者	◎ 野村 武司	東京経済大学 現代法学部 教授
14		○ 新藤 こずえ	上智大学 総合人間科学部 教授

(計14名)

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 開催状況

付属資料 4

開催回	開催日時	主な審議内容	出席人数	傍聴人数
第1回	令和5年 8月28日(月) 午後7時～9時	・委嘱状交付 ・会長選出及び副会長選任 ・審議事項諮問 ・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・審議会運営・スケジュールについて	14名	14名
第2回	令和5年 9月28日(木) 午後6時30分～8時30分	・条例のかたちについて ・子どもからの意見聴取の取組・内容について	14名	19名
第3回	令和6年 1月15日(月) 午後6時30分～8時30分	・条例の検討における論点について ・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・基本構想及び総合計画・実行計画の改定について	13名	13名
第4回	令和6年 2月15日(木) 午後6時30分～8時30分	・条例の検討における論点について ・子どもからの意見聴取の取組、内容の報告、今後の予定	14名	14名
部会	令和6年 3月1日(金) 午後6時30分～8時30分	「子どもの権利検討部会」 ・部会設置について ・「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」に盛り込むべき「子どもの権利」について	9名	3名
第5回	令和6年 3月14日(木) 午後6時30分～8時30分	・子どもからの意見聴取の取組・内容について ・「子どもの権利検討部会」における議論について ・杉並区子どもと子育て家庭の実態調査について	14名	9名
部会	令和6年 4月4日(木) 午後6時30分～8時30分	「各主体(大人)の役割検討部会」 ・部会設置について ・子どもの権利を保障するための「各主体(大人)の役割」とは - 子どもの権利を保障する者(各主体)の整理 - 子どもの権利の保障の内容 - 権利を保障する者(各主体)への支援	11名	10名
第6回	令和6年 5月7日(火) 午後6時30分～8時30分	・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・杉並区におけるいじめ対策の強化について ・子どもワークショップ第2回ワーク「子どもにとって大切な権利」について考える』での意見等について ・「各主体(大人)の役割検討部会」における議論について ・答申案(骨格)と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について	14名	14名
第7回	令和6年 6月12日(水) 午後6時30分～8時30分	・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・答申案(骨格)と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について ・事前課題シート「「(仮称)子どもの権利に関する条例」の前文に大人の思いとして盛り込みたいキーワードやフレーズについて」の共有	14名	13名
第8回	令和6年 7月2日(火) 午後6時30分～8時30分	・答申案について	13名	15名

子どもからの意見聴取 実施状況

付属資料5

1. 区立小・中学校における意見交換会

	実施日	対象		内容
1	令和5年 7月11日(火)	桃井第五小学校	6年3組 (約30名)	「みんなが安心できる場所ってどんなところだろう？」
2	令和5年 7月20日(木)	高円寺学園	9年生(中3) (約60名)	「杉並区子ども基本条例案をつくろう」
3	令和5年 10月10日(火)	天沼小学校	6年生 (約100名)	「よりよい地域にするために自分たちができること」
4	令和5年 10月31日(火)	済美小学校	6年生 (約60名)	・済美小の大事な一人になろう ・みんなと生きる済美の子
5	令和5年 12月4日(月)	浜田山小学校	5・6年生 (栽培委員会・ 生活向上委員会) (約35名)	・「子どもってだけで損をしていること」 ・「大人だけずるいと思っていること」 ・解決に向けて自分たちにできる事
6	令和5年 12月5日(火)	永福小学校	6年生 (約100名)	・「こどもにやさしいまちってどんなまち」 ・「好きな場所ってどんなところ？」
7	令和5年 12月15日(金)	松庵小学校	5年生 (約80名)	「好きな場所ってどんなところ？」
8	令和5年 3月6日(水)	中瀬中学校	1～3年生 (約480名)	「子ども条例を学び意見を届けよう」

2. 区内特別支援学校における意見聴取

	実施日	対象		内容
1	令和6年 3月5日(火)	都立永福学園	高校3年生(2名)	・「こどもにやさしいまちって、どんなまち？」 ・「好きな場所って、どんなところ？」 ・「学校を卒業するにあたり永福の後輩達につなげていきたい思い」
2	令和6年 3月8日(金)	済美養護学校	保護者(27名)	「こうしたらもっとこどもにやさしいまちになる」

3. 子ども日本語教室における意見聴取

	実施日	対象		内容
1	令和5年 9月27日(水)	高円寺教室 (小学生)	小学3年生(2名) 小学4年生(2名)	「学び」「遊び・居場所」「意見を言う」に関連する質問をし、子どもたちから普段感じていることを回答
2	令和6年 3月12日(火)	済美教育センター 教室(中学生)	中学2年生(6名)	「居場所」と「学び」に関連する質問をし、子どもたちから普段感じていることを回答

4. ワークショップ

	実施日・期間	対象		テーマ
1	令和5年 8月26日(土)	中高校生世代向け ワークショップ	中学1年生～ 高校3年生相当 (15名)	「コロナ禍と子どもの権利」
2	令和5年 11月～ 令和6年 3月	子ども ワークショップ	小学生4年生～ 高校3年生相当 (9名)	「もっといい杉並を一緒に考えよう！」
3	令和6年 3月～ (開催中)	子ども ワークショップ (シーズン2)	小学生5年生～ 高校3年生相当 (45名)	「もっといい杉並にしていこう！」 ・「子どもの権利を守るために必要なこと」 ・「安心して過ごすことができる居場所」

5.アンケート

	実施日・期間	対象		テーマ
1	令和5年 11月4日(土)	すぎなみフェスタ	～高校生 (176件)	「子どもにやさしいまちって、どんなまち？」 「好きな場所って、どんなところ？」
2	令和5年 11月4日～ 12月31日	区ホームページ	小学生～高校生 (32件)	
3	令和5年 11月4日～ 12月31日	児童館・ 学童クラブ等	小学生～高校生 (3,755件)	

※上記の1, 2の大人からの回答件数/1は207件、2は145件

6.その他(杉並区子どもの権利条例を考えるワークショップIN文化学園大学杉並中学・高等学校 「子どもの権利擁護に関する審議会」が実施した意見聴取)

	実施日・期間	対象		内容
1	令和6年 3月11日(月)	杉並区子どもの 権利条例を考える ワークショップ	区内3校の 中学1年生～ 高校3年生 (27名)	子どもの権利について理解を深めながら 「どんな子どもの権利条例がいいか」をテーマにグループワークを実施